

関島社会保険労務士事務所便り

2021年
9・10月号

関島社会保険労務士事務所
(ひがし東京中小企業者組合)
社会保険労務士・行政書士
関島 康郎
〒125 - 0041
東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 1 2
電話：03-3609-7668
HP: <http://www.srseki.info>



雇用調整助成金等の特例措置 12月末まで

厚生労働省は8月17日、雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置について、9月末までとしている助成内容を11月末まで継続するとしました。

12月以降の取扱いについては、「感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していくこととし、具体的な助成内容を検討の上、10月中旬に改めてお知らせします。」と

していますが、12月末までは維持されるものとみられています。

「雇用調整助成金」は、売上高等の最近3か月平均が、前年または前々年同期比で3割以上減少しているか、知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する事業主に限り、上限1日 15,000 円で休業手当10割支給が維持されます。この条件を満たさない事業所については、上限1日 13,500 円 9割支給の助成となっています。

特例措置の主な内容

	本来の制度	R3年4月までの内容	R3年5月～12/31まで
助成額 助成割合	上限1日8,730円 休業手当額の2/3	上限1日15,000円 休業手当10割を助成 * 解雇ある場合8割	原則 上限1日13,500円 休業手当の9割を助成 * 解雇ある場合8割
期間	雇用調整開始より 1年以内	R2年1/24～6/30の調整日開始 の場合、R3年6/30まで	R2年1/24～6/30の調整日開始 の場合、R3年12/31まで

①業況特例とは

売上高等の生産指標が、最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比で30%以上減少の事業主

②地域特例

緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事の要請を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主

業況特例・地域特例
上限15,000円
休業手当の10割
* 解雇ある場合8割

社会保険の扶養と税務上の扶養のちがい

「扶養の範囲内で働きたい」と従業員から申し出があった場合、それが社会保険のことなのか税務上のことなのかはとても重要です。社会保険の扶養と税務上の扶養については、違いを理解しておくことが大切です。

一般的には、「扶養の範囲内」とは、税務上のことと考えられがちですが、扶養家族（被扶養者）でなくなることによる影響が大きいのは、社会保険の扶養といえます。

◆社会保険の扶養

社会保険（健康保険・厚生年金保険）において被扶養者となると、健康保険の保険料負担がなく、保険診療を受けられます。配偶者であれば第3号被保険者になって年金保険料の負担がなく、将来年金が受けられます。

年間収入 130 万円未満が対象

原則として年間収入が130万円未満で、かつ、以下の要件を満たす必要があります。

- ・同居の場合 収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満
- ・別居の場合 収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

ここでいう年間収入とは、向こう1年間の見込み年収のことをいい、通勤手当も含まれます。パートタイマーやアルバイトであれば、月額108,333円以下の収入であれば被扶養者になることができます。

恒常的に月額108,333円を超えるような場合には被扶養者になることはできません。

また、社会保険の被保険者の要件も満たしていない場合は、自身で国民健康保険や国民年金の手続きをする必要があります。

被扶養者の範囲

社会保険の被扶養者の範囲は、被保険者と同居しているかどうかによっても変わります。

- ① 被保険者と同居している必要がない者
 - ・配偶者
 - ・子、孫および兄弟姉妹

- ・父母、祖父母などの直系尊属
- ② 被保険者と同居していることが必要な者
 - ・上記①以外の3親等内の親族（伯叔父母、甥姪とその配偶者など）
 - ・内縁関係の配偶者の父母および子（当該配偶者の死後、引き続き同居する場合を含む）

◆税務上の扶養

税務上の扶養は、配偶者と配偶者以外に分けられています。会社に勤めている夫（または妻）を納税者として、配偶者または扶養親族がいる場合には、納税者が収める税金が軽減されます。

年間103万円以下

配偶者または配偶者以外ともに給与所得のみであれば年間103万円以下である必要があります。

しかし、配偶者に関しては年間収入が103万円を超えてもすぐに税額が大きく上がるわけではなく、配偶者特別控除の適用を受けて段階的に税額が上がっていきます。

ここでいう年間収入とは、1月から12月までの暦年の収入をいい、通勤手当などの非課税支給額は含みません。

税務上の扶養は、納税者が所得控除を受けるもので、扶養控除額に税率をかけた額が税負担減になるものです。一般的にはその額は限定的なものになります。

但し、納税者の会社から、税法上の扶養を条件として「扶養手当」や「家族手当」が支給されている場合は別です。税法上の扶養が一般的には優先します。これらの手当の支給条件の確認が必要になります。

東京の最低賃金 10月より1,041円

地域別の最低賃金が決まりました。東京はこの10月より1,041円となり、最低賃金を下回る場合は違法となります。従業員に支払う賃金額が最低賃金を満たしているかどうかの確認方法を、時給・日給・月給・歩合制についてご紹介します。

時給制の場合

時給制のときは、通勤費を除く時給が最低賃金額を上回っているかで判断します。

1ヶ月の平均法定労働時間は173.8時間です。 $(365 \div 7 \times 40 \div 12 = 173.8)$

注意点は、「精皆勤手当」「家族手当」「通勤手当」「時間外労働手当」「休日労働手当」「深夜労働手当」「1か月を超えて支給される賞与」は最低賃金計算の対象とならないことです。

日給制の場合

日給額が、「日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)」となっているかを確認します。通勤費を除いて計算します。

歩合制の場合

歩合給の場合も、最低賃金は適用されます。「歩合制賃金 \div 平均所定労働時間」により計算します。

月給制の場合

月給制の場合、「月給 \div 1ヶ月の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)」となっているかを確認します。週40時間制の場合、

令和3年度 地域別最低賃金				
都道府県	2021年	(2020年)	引上げ額	発効日
茨城	879	(851)	28	10月1日
埼玉	956	(928)	28	10月1日
千葉	953	(925)	28	10月1日
東京	1041	(1013)	28	10月1日
神奈川	1040	(1012)	28	10月1日
静岡	913	(885)	28	10月4日

地域別最低賃金の全国加重平均額と引上げ率の推移

	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3
時間額	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930
対前年度比(円)	7	12	15	16	18	25	25	26	27	1	28
対前年度比(%)	0.96	1.63	2.00	2.09	2.31	3.13	3.04	3.07	3.09	0.11	3.10

●違法な時間外労働 8,904 事業所に是正勧告

厚生労働省は8月20日、2020年度に全国の労働基準監督署が立入り調査をした2万4,042事業所のうち、37%にあたる8,904事業所で違法な時間外労働が確認され是正勧告をした、と発表した。このうち実際に1カ月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は2,982事業場（違法な時間外労働があったもののうち33.5%）。この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1カ月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象に実施している。（8月20日）

●内部通報者保護の指針を公表

政府は、内部通報者保護のための指針をまとめた。2020年6月に成立した改正公益通報者保護法が2022年6月までに施行されることを受けたもの。従業員300人超の企業には通報窓口の設置が義務付けられ（300人以下の企業については努力義務）、窓口担当者を書面で明らかにすることなどが求められる。担当者には罰則付きの守秘義務を課す。また、内部通報者への不利益な取扱いが行われた場合、役員らに懲戒処分等の措置をとると明記している。違反企業は、指導・勧告の対象となり、改善しない場合は企業名を公表される。（8月19日）

●労災保険の特別加入 対象拡大で調査

厚生労働省は、労災保険の特別加入の対象拡大に関するニーズ調査を行う。対象に追加すべき職種や業務、労災に該当する傷病の事例をサイト上で募集する（9月17日まで）。フリーランスの増加に伴い、4月から芸能従事者、アニメーター、柔道整復師などを対象に含めており、9月からは自転車配達員、ITエンジニアも追加する。（8月17日）

●雇用保険料引上げを検討へ

厚生労働省は、来年度に雇用保険料率の引上げを検討していることを明らかにした。新型コロナウイルス感染拡大の影響で雇用調整助成金の支給決定額が4兆125億円となり、これが続けば年度末には財源不足となるため。秋にも具体的な議論を開始し、来年の通常国会で雇用保険法改正法案を提出する見通し。（7月28日）

●転職者が10年ぶりに減少

厚生労働省が公表した2021年度版「労働経済の分析（労働経済白書）」によると、昨年の転職者数は319万人（前年比32万人減）で、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により10年ぶりに減少したことが明らかになった。転職者のうち、前職を辞めた理由として「より良い条件の仕事を探すため」を挙げた人は113万人（同14万人減）だった一方で、「人員整理・勧奨退職のため」を挙げた人は12万人（同4万人増）だった。（7月24日）

●求人サイトへの規制措置 法改正目指す

厚生労働省は、求人サイト等で正確な情報を掲載するよう新たな措置を講じることが適当などとした、雇用仲介サービスの整備に向けた報告書を取りまとめた。苦情受付体制の整備や適切な個人情報の収集、保管等も求めた。今後は労働政策審議会で議論のうえ、2022年の通常国会に職業安定法改正案を提出することを目指す。報告書はこのほか、国が求人サイトなどを活用した労働市場全体の情報を把握できる仕組みの構築についても盛り込んでいる。（7月14日）

